

第7回 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議 議事録

【日 時】 平成30年12月27日（木） 14:00～15:15

【場 所】 芦屋市環境処理センター1階 大会議室

【出席者】 【委員】 8名

（西宮市：4名）

掛田副市長（会長）、須山環境局長、
野田環境局環境施設部長、田中環境局環境事業部長

（芦屋市：4名）

佐藤副市長（副会長）、森田市民生活部長、
藪田市民生活部環境施設課長、大上市民生活部収集事業課長

【オブザーバー】 2名

（兵庫県：2名）

松岡 農政環境部環境管理局 環境整備課 循環型社会推進班 主査
山本 阪神北県民局県民交流室 室長補佐兼環境課長

【事務局】

（西宮市）

丸田参事、山村課長、森川課長、高橋係長、菅野係長、石田副主査、
佐藤副主査

（芦屋市）

北川主幹、尾川係長、三好主査、濱田係長、林技師

【傍聴者】 6名

1 開会

事務局（北川）

（開会）

本日は、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。
す。

定刻となりましたので、ただいまから第7回西宮市・芦屋市ごみ
処理広域化検討会議を始めさせていただきます。

私は、本日、進行を担当いたします芦屋市市民生活部の北川でござ
います。どうぞよろしく願いいたします。

会議に入ります前に、本日の出席者についてご報告いたします。

両市の委員の出席ですが、西宮市につきましては4名中4名の出
席、芦屋市につきましても4名中4名、計8名の出席となっております。

ますので、検討会議設置要綱第5条第2項によりまして、この会議は有効に成立していることを確認いたします。

また、オブザーバーといたしまして、兵庫県より農政環境部環境管理局 環境整備課 循環型社会推進班 主査 松岡さま、阪神北県民局 県民交流室 室長補佐兼環境課長 山本さま、もうしばらくして来られますので、2名のご出席を予定しております。よろしくお願いいたします

次に、本日の会議は、原則公開となっております。

本日の議題につきましては、特に非公開とする内容はございませんので、「公開」とすることで進めさせていただきます。

また、後日、市のホームページ等で議事内容を公開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、過去の検討会議の議事内容につきましては、資料及び議事録を両市のホームページに同時に公表させていただいております。

それでは、お手元の資料のご確認をお願いします。

本日、お配りしておりますのは会議次第、裏面の委員名簿、第7回検討会議資料、以上でございます。そろっておりますでしょうか。

お手元に無ければ、事務局までお知らせください。

本日の予定は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

資料につきましては、前のスクリーンにも映し出しておりますので、合わせてごらんください。

それでは、会議の開催にあたり、検討会議の会長であります西宮市の掛田副市長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

掛田会長

会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先月、1年ぶりに、先月の28日に検討委員会を開催しまして、今後の論点や今後の進め方などについて確認をいたしまして、又、精力的に議論を進めて行くと申し上げたところでございます。

本日は、内容を掘り下げて、議論を交わして、実りのある会議にしたいと思っておりますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（北川）

ありがとうございます。

2 議題

事務局（北川）

それでは、会議に入ります。会議の進行は、検討会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき、議長であります西宮市の掛田副市長に進めていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

掛田会長

それでは、次第に従いまして、議事を進行いたします。

まず、「議題（1）焼却施設と破碎選別施設の事業費及び効果額等について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（北川）

それでは、私の方から順を追って説明いたします。

お手元の会議資料を開いていただいて1ページ目及び2ページ目でございます。

数字、表が並んでございます。「I 焼却施設と破碎選別施設の事業費及び効果額等について」ということで、まず、1番としまして事業費ベース、「■事業費、効果額の内容」でございます。

「(1) その1（検討会議既提出数値）」としまして、これから申し上げます数字は、既に検討会議の中で出ている数字でございますので、確認という意味で説明をさせていただきます。

まず、焼却施設、施設建設費と運営費、それぞれで分けて芦屋市、西宮市の単独処理をした場合の事業費とその合計、加えまして広域をして施設を1つにした場合の施設建設費と運営費を示しております。差し引きした効果額が右の欄でございます。

破碎選別施設につきましても同様に記載しております。ご確認ください。

2ページ目でございます。焼却施設につきましては、売電に係る収入がございます。

単独処理における芦屋市、西宮市、それぞれの売電収入がございます。広域処理になりますと110億円、効果額として31億9,000万円でございます。ご確認ください。

下の表でございます。「その1の合計」ということで、焼却施設、破碎選別施設、それと売電収入、それぞれを合計したものを示してございます。

※印のところでございます。「※上記より、効果額は、25,650,000千円と試算される。」というところでございます。ここまでは既に出ている数字でございます。

開きまして、3ページ、4ページでございます。

「(2) その2」ということでございます。焼却施設、破碎選別施設に係るその他の費用ということで、項目を示してございます。

例えば「基本設計他」と示してございますが、その数字の欄の広域処理1億4,000万円、この種別と広域処理の額というものは既に

出ております。

今回、それぞれの種別につきまして単独処理に必要な経費を、今回、初めて出しております。基本設計他でございましたら芦屋市で1億4,000万円、西宮市の方が1億4,000万円、合計が2億8,000万円。広域処理でしますと1施設となりますので半額になり、差引きの効果額は1億4,000万円となります。

そのようなことで、「外構整備費」につきましては、西宮市側で単独処理であっても広域処理であっても必要な費用が発生してまいります。差引きしますと、効果額は特に発生しない。

「残渣運搬他」につきましては、単独処理に必要なごみ量を運搬しますので、広域処理においても同量を運搬するということになってまいりますので、特に効果額は発生しないということの数字を挙げております。

破碎選別施設につきましても同様の考えで、必要な効果額等を計上しております。

そうなりますと、先程の焼却施設、破碎選別施設の「本体部分」と「その他の費用」を合計したものが4ページに示しております。

「(3) その1+その2」でございます。焼却施設、破碎選別施設、売電収入のそれぞれの額の広域処理額であるとか、効果額等を挙げてございます。

※印のところでございます。「※上記より、効果額は、25,874,000千円と試算される。」ということで、先程の2ページの効果額256億5,000万円に若干、その他の経費の効果額が加算されたということでございます。この効果額258億7,400万円、ここの数字をご確認しておいてください。お願いいたします。

つづきまして、5ページでございます。次は、「2 実質負担額ベース」ということでございます。

まず、括弧書きのところでございます。「(第5回検討会議資料「8 費用負担についての検討課題 基本的な考え方 備考欄」より)」のところに示しております。「■全体事業費の把握のほか循環型社会形成推進交付金及び地方交付税措置額を除いた実質負担額ベースで試算」ということを示しております。

この、実質負担額ベースの試算が必要であるということが、以前から提示されておりましたので、今回、初めてでございますが、実質負担額ベースの数字を記載したものでございます。

「(1) その1」の焼却施設でございます。国の循環型社会形成推進交付金及び地方交付税措置額は、基本的に施設の建設費に充当され、財源として入ってくるものでございますので、焼却施設の表の施設建設費のところを見ていただきますと、例えば広域処理の欄で132億8,983万4千円という数字を示しております。

先程、事業費ベースのところ、ここの数字は312億4,000万円

という事業費ベースの説明を確認して頂きました。

この差額の179億円程度は、国の循環型社会形成推進交付金や地方交付税措置額が入ってまいります。差し引きいたしますと132億8,983万4千円ということで、これが国の財源等を除いた、両市における実質負担の額という形になってまいります。

左の欄において単独処理も同様に、国の財源等を控除した額がそれぞれございまして、合計額が161億3,791万7千円ということでございますので、差し引きの効果額は28億4,808万3千円ということで、焼却施設の施設建設費における実質負担額ベースでの効果額は28億4,808万3千円という数字になってまいります。

下の「運営費（20年間）」でございますが、運営費につきましては、国の循環型社会形成推進交付金とか地方交付税措置はされませんので、事業費と同額の費用が発生するというところでございます。

下の表の破碎選別施設も同様でございます。施設建設費については、国の循環型社会形成推進交付金や地方交付税措置額が反映されますので、ご覧の様な額になってございます。

運営費につきましては、国の財源等が入ってまいりませんので、事業費ベースと同額でございます。

6ページをご覧ください。先程の事業費ベースと同様、売電収入につきましては実額が入ってまいりますので、先程の収入額と同様の額が挙がってまいります。

6ページの一番下の表、「その1の合計」ということで、実質負担額ベースの焼却施設の額、破碎選別施設の額、売電収入をそれぞれ合計したものを示してございます。※印の効果額は205億5,425万円と試算されるということになってまいります。

次に、7ページでございます。事業費ベースと同様に本体部分以外の「その他の経費」というものが同様にかかってまいりますので、ここも項目としては同じものを記載してございます。

焼却施設に係る費用としまして、「基本設計他」につきましては、国の循環型社会形成推進交付金が入ってまいりますので、先程、お示した事業費、広域処理の欄で申し上げますと、事業費が1億4,000万円でございますが、国の循環型社会形成推進交付金が入ってまいりますので、残りの実質負担が9,333万4千円という数字になってまいります。

単独処理も同様でございます。差し引きしますと効果額は9,333万4千円ということでございます。

その他の「外構整備費」及び「残渣運搬他」につきましては、国の財源等が入ってこないということで、事業費ベースと同額でございます。

破碎選別施設に係るその他の費用につきましても、焼却施設と同様に「基本設計他」につきましては、国の循環型社会形成推進交付金が入ってまいりますので、除いた額の5,600万円が実質負担額ベ

ースということでございます。効果額は5,600万円。

「残渣運搬他」につきましては、事業費ベースと同額でございます。

8ページをご覧ください。実質負担額の合計ということで「(3)その1+その2」でございます。表の中のと通りの数字が入っております。※印のところでございます。「※上記より、効果額は、207億358万4千円と試算される。」ということでございます。

先程、4ページのところで事業費ベースの合計額が258億7,400万円ということでございますので、この数字の差額、約50億円程度が国の循環型社会形成推進交付金や地方交付税措置額とされるということでございます。数字のご確認をお願いいたします。

議題の1番につきましてはの説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

掛田会長

はい。ありがとうございます。

ただいま、8ページまでの説明を事務局からしていただきました。質問、ご意見があれば発言をお願いいたします。

ございませんでしょうか。

いままでの資料等に基づく数値になりまして、基本的には数値の説明でございますので、特にその点についてございませんか、よろしいですか。

委員一同

質問、意見なし。

掛田会長

それでは、今までは事業費ベースとして約250億円ベースの額がありましたということでございますが、今後、費用負担を検討する上に置きましては、事業費ベースのほか、実質負担額ベースとして約200億円ベースの効果額での検討を進めて行こうということになります。以上、このようにさせていただいてよろしいですか。

委員一同

異議なし。

掛田会長

はい。ありがとうございます。そうしましたら、このような形でさせていただきます。

それでは、次に「議題(2)中継施設等について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(北川)

つづきまして、「議題(2)中継施設等について」、ご説明を申し上げます。

お手元の資料の9ページでございます。項番1としまして、事業費の内訳(事業費ベース/実質負担額ベース)で表が1点ございます。

この表の右端の実質負担額ベース、これ以外の事業費ベースでありますとか、それぞれの中継施設の項目及び説明というものは、既に検討会議の資料でお出ししているもので、皆様にご確認いただいているものでございます。

今回、新たに実質負担額ベースというものを積算してございますので、この場でお示ししたいと思います。

まず、実質負担額ベースの一番上のところからです。中継施設の「①焼却施設用の施設建設費」ということで、事業費ベース 6 億 1,600 万円でございますが、実質負担額ベースでは 2 億 3,037 万 4 千円ということで、ここは国の循環型社会形成推進交付金であるとか、地方交付税措置額が財源として入ってまいりますので、それを除いた実質負担が 2 億 3,037 万 4 千円でございます。

「運営費（20 年間）」につきましては、特に国の財源等が入ってまいりませんので、事業費ベースと同額でございます。

次の「基本設計他」でございます。3,200 万円の効果額に対して、2,133 万 4 千円となり、これは国の循環型社会形成推進交付金が財源として入ってまいりますので、その交付金を差し引いた 2,133 万 4 千円が実質負担額ベースということになってまいります。

「②破碎選別施設用」ということで、これも焼却施設用と同様でございます。

「施設建設費」につきましては、実質負担額ベースのところでは国の循環型社会形成推進交付金と地方交付税措置額が財源として入ってまいりますので、除いた 1 億 3,630 万 7 千円が実質負担額ベースの数字として計上されるものでございます。

「運営費（20 年間）」につきましては、特に国の財源等が入ってまいりませんので、事業費ベースと同額でございます。

「基本設計他」の 3,200 万円に対して 2,133 万 4 千円、これは国の循環型社会形成推進交付金が財源として入ってまいりますので、残額の 2,133 万 4 千円が実質負担額ベースとなってまいります。

「③仮設中継施設」でございます。事業費ベースと実質負担額ベースは同額でございます。これは、特に国の財源等が入ってまいりません。

「④その他プラ中間処理施設」ということで、「建設費」につきまして事業費ベース 3 億 9,600 万円、実質負担額ベースが 1 億 5,418 万 4 千円ということで、国の循環型社会形成推進交付金と地方交付税措置額が財源として入ってまいりますので、残る 1 億 5,418 万 4 千円が実質負担ベースということになってまいります。

「運営費（20 年間）」につきましては、特に国の財源等が入ってまいりませんので、事業費ベースと同額でございます。

次の「⑤計量棟」、この建設費でございますが、これにつきましては、国の循環型社会形成推進交付金が入ってまいりますので、事業費ベース 2,500 万円に対して、実質負担額ベースが 1,666 万 7 千

円という数字になってまいります。

「⑥既存施設の改修」で1億9,500万円ですが、これは、特に国の財源等が入ってまいりませんので、実質負担額ベースも同額でございます。

合計欄のところになります。事業費ベースでは既に73億2,700万円の数字をお示ししております。今回、実質負担額ベースとしては64億4,320万円という数字が合計欄としてでてまいります。

加えまして、一番下の「区分」というところでございます。初めて区分割をいたしますけれども、「焼却用」と「破砕用」ということでグループ分けをしております。①④⑥を足したものが焼却用でございます。破砕選別は②③⑤を足したもので、グループを分けてございます。

それぞれ、事業費ベース、実質負担額ベースが計上されております。ご確認ください。

つづきまして、10ページでございます。

先程は事業費の内訳を申し上げましたが、これからは中継施設の内容についてご説明を申し上げます。

内容を申し上げました後に、その中継施設の取り扱いをどのようにしていくかということで、次の説明に進んでいくということでございますので、まずは「ごみ処理の内容」でございます。

「2-1」の中継施設の焼却施設分ということで、ごみ処理の内容を示してございます。

「芦屋市の市民等の直接持込みの可燃ごみやパイプライン施設の可燃ごみは、広域処理施設に直接持ち込まず、中継施設で大型車両に積替え後、広域施設に運搬する。」こういったごみ処理をする施設であるということでございます。丸の2つ目です。「積替施設建設費と運営費（20年間）が必要になります。」

「その他プラ中間処理施設」のごみ処理の内容でございます。「分別された「その他プラ」を中間処理し、運搬する。」といったごみの処理が発生してまいります。「中間処理施設建設費と運営費（20年間）が必要になります。」

次に「既存施設の改修」、これは芦屋市側でございます。「電気設備の改修工事」というものが伴ってまいります。

11ページをご覧ください。今、「2-1 焼却施設に係る中継施設等のごみ処理の内容」をご説明申し上げました。

11ページにおきましては、その施設の「取り扱い」ということをどのように整理するかということ、一旦、ここで、整理いたしました。

「焼却施設」の取り扱いといたしましては、「芦屋市民等の利便性を図る目的や芦屋市独自の収集システム、パイプラインでございますが、収集システムのための中継施設である。」という取り扱いになってまいります。

次、「その他プラ中間処理施設」の取り扱いにつきましては、「「その他プラ」は広域処理の対象外で分別を行う。」という取り扱いで整理をいたしました。

「既存施設の改修」、ここにつきましては、「広域化した後に残る施設の受電設備の改修」という取り扱いになってまいります。

このような取り扱いをまとめますと、「2-3」のところで記載してございます。

上記表中「取り扱い」の内容を踏まえ、焼却施設に係る中継施設等はこのたびの広域化の検討対象としない方向で、一旦、整理をしたいと考えております。

なお、今後、新たに発生する中継施設等が出てまいりましたら、取り扱いは、その都度協議するという形になってこようかと思われまます。

12 ページでございます。次は「3-1 破砕選別施設に係る中継施設等のごみ処理の内容」と「3-2 破砕選別施設に係る中継施設等の取り扱い」についてご説明いたします。

まず、「ごみ処理の内容」でございます。破砕選別施設の中継施設でございます。「積替えにより、東部総合処理センター（西宮市鳴尾浜）までの運搬車両の台数を減らし環境負荷の低減を図る。」

具体といたしましては、丸を3つ記載しております。

「カン、ビン、その他不燃、ペットボトルは、破袋をした後、中継施設において大型車両に積替えて、広域施設に運搬する。」

「粗大ごみ、一時多量ごみ等は、中継施設において大型車両に積替えて、広域施設に運搬する。」

「破袋設備、積替施設建設費と運営費（20年間）が必要になってまいります。」

次に、「仮設中継施設」のごみ処理の内容でございます。「破砕選別施設用の中継施設、これの建設期間中に資源化施設、仮の施設が必要になってきます。」ということでございます。「施設建設費、運営費並びに処理委託費（2.5年間）が必要になってくる。」ということでございます。

「計量棟」のごみ処理の内容でございます。「中継施設用のトラック計量用建屋等の建設費」これは、芦屋市側で設置するものでございます。

13 ページでございます。この破砕選別施設のごみ処理の内容を受けまして、3つの項目の取り扱いについて整理をいたしました。

まず、「破砕選別施設」の取り扱いは、「広域施設での処理に合わせるため、広域処理に必要な施設や処理である。」ということでございます。「積替えにより運搬車両台数を減らし、環境負荷の低減に一定の効果が認められる。」ものであります。

次に、「仮設中継施設」につきましては、「破砕選別施設用中継施設の建設に伴い、一時的に必要な施設や処理」でございます。

「計量棟」につきましては、「広域施設への搬入上必要な施設である。」という取り扱いにしてございます。

まとめますと、「3-3」でございます。

上記表中「取り扱い」の内容を踏まえると、破碎選別施設に係る中継施設等については広域処理上の役割や必要性が認められるので、このたびの広域化の検討対象とする方向で、一旦、整理をしたいと思っております。

なお、今後、新たに発生する中継施設等がございましたら、取り扱いは、その都度協議するというふうな形になっております。

以上、整理をいたしましたので、ご検討の方、よろしく願います。

掛田会長

はい。ありがとうございます。

ただ今の説明について、9ページから13ページになりますけれども、中継施設等についての説明にご意見をお願いいたします。

大上委員

芦屋市の大上です。

議題でいきますと、1番、2番と共通してご説明をいただいた部分ですが、これまで事業費ベースとして、色々と議論・検証をしていた中で、このたび、実質負担額ベースという数字をお出し頂き、データも頂いているということなのですが、先々を見据えた貴重な議論の場で、数字というのが、独り歩きしないようにということの懸念もありまして、この実質負担額ベースというものの基になります、交付税措置の関係ですとか、ここら辺あたりというのは、今後、当然、動いていくものと理解させていただいたらよいのでしょうか。

事務局（北川）

大上委員のご質問にお答えします。

このあたり、全て数字が出ておりますが、全て確定したものではございません。

今後、広域化に伴って実際に工事をしていくとか、運営費が掛かってくるとかという段階になりますと額も動いてまいります。その額に基づいて、今回、一定、出している数字とは異なってくる可能性はございます。

実質負担の国の交付金とか交付税措置額につきましても、一定、入るものということで計算してございますが、事業費等がだいぶ変わってまいりますと、財源も変わってまいりますので、固定数字ではないということにはなってまいります。

大上委員

はい。

掛田会長

よろしいですか。他にございませんか。

藪田委員 芦屋市の藪田です。
先程の質問に関係しておりますけども、事業費と実質負担額ベースですけれども、この実質負担額ベースというのは、市にとっての実質負担という意味ですよね。

事務局（北川） はい。その通りでございます。

藪田委員 はい。と言うことは、事業費とこの実質負担の差額というのは国のお金ということが考えられますので、国としても経費削減が図れるというようなことになろうかと思うのですが。
今後は、この事業費と実質負担額ベースというのは、併記して進めて行くということによろしいのでしょうか。

事務局（北川） 基本は併記ということでございます。
今後、両市の負担額とか効果額をどのように取り扱うかということにつきましては、事業費ベースも参考にはしますけれども、実質負担額というところを基本に見据えて数字を精査していった方がより現実に近いということでございますが、事業費ベースについても併記していこうという考えでございます。

掛田会長 はい。よろしいでしょうか。
西宮市は、よろしいでしょうか。
はい。中継施設等についてでございますけれども、説明の中にもございましたように、焼却施設に係る中継施設等は今回の広域化の検討対象としない方向で、一旦、整理するというところでございます。
ただ、破碎選別施設に係る中継施設等については、広域処理上の役割や必要性が認められますので、今回の広域化の検討対象とする方向で、一旦、整理をしたいと考えております。
以上で、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

掛田会長 よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。
それでは、つづきまして「議題（3）焼却施設と破碎選別施設の広域化の検証」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（北川） それでは、つづきまして14ページと15ページについて、説明いたします。
まず、14ページを開いていただきます。
今まで、項番「I」で事業費や実質負担額ベース等をお示しし、

項番「Ⅱ」のところで中継施設の取り扱いということで、整理をさせていただきます。

その整理を前提にしまして、焼却施設と破碎選別施設の広域化の検証ということで、この検討会議で検証していただくために資料のとおり項目を用意したということでございますので、後程、検証をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、「焼却施設」でございます。事業費と実質負担額を併記で示してございますので、効果額、事業費ベースが201億9,000万円、実質負担額が162億8,000万円程度ということでございます。大きな効果額があるという形でございます。

「(2)」のところでございます。先程、中継施設のところで、一旦、整理をいたしましたことから、広域施設としての中継施設とか、中間処理施設の費用は発生しないという整理になっております。

それと、「(3)」でございます。焼却施設があります西部総合処理センターと芦屋市の環境処理センターまでの距離が非常に近いということでございます。これは、利点かと思ひます。

可燃ごみの定期収集車両は直接搬入、積替えないと、直接搬入を前提として、今、検討を進めておりますので、積替える作業なり、施設は不要であるということでございますので、そういった面からも広域処理に係る費用は発生しない、こういったメリットも出てくると、近いということでございます。

「(4) 温室効果ガス排出量削減効果」ということで、1日あたり15,058Kg-CO₂/日の削減量及び削減率が13.3%ということで、施設の集約によって大きな効果額が見込まれるということでございます。

一方、「(5)」のところで、西部総合処理センターへの搬入で車両がそちらへ行きますので、車両が増加をいたします。

加えて、温室効果ガス排出量が増加するという、こういった面もございます。

具体的には、10t車や2t車で1日あたり130台、往路・復路分を示します。1日あたり1,045Kg-CO₂/日ということで、距離が延びる分、こういった温室効果ガスが増えるというデメリットを併せ持っているということでございます。

「(6) 施設の集約化により廃棄物エネルギーの高効率回収が図れ、併せて、廃棄物エネルギーの利活用にもつながる。」ということで、特にこのあたりは、焼却施設の広域化によって大きな期待を持たれるというところで記載させていただきました。

焼却施設については、これからの検証にあたりまして、こういった項目を用意しましたので、後程、検証の方をよろしくお願ひいたします。

15ページ、「破碎選別施設」でございます。

効果額では56億8,400万円、実質負担額は44億2,216万7千円

という効果額が見込まれるということでございます。

「(2)」のところ、広域処理施設への受入のための新たな作業工程等が必要となってまいります。

そのための中継施設や運搬等の広域化関連の費用が発生する等の課題があります。

具体的にどういうことかと申し上げますと、「○」が並んでございます。

「カン、ビン、その他不燃、ペットボトルの収集方法が異なることから、中継施設で破袋後、大型車両に積替えて広域施設に運搬する。」こういった作業なり、各施設が必要となります。

「ペットボトルは、その形状等から、東部総合処理センターまでの運搬時の効率性が低くなり、効率を確保しようとしみますと、別途、圧縮をすとか梱包の処理が必要で、設備と処理が必要になってくる。」ということでございます。

「粗大ごみ、一時多量ごみ等は、中継施設において大型車両に積替え、広域施設に運搬する。」ということでございます。

西宮市の東部の方まで走ってまいりますので、車両の増加を防止すること、積替えたりとかということと CO₂ の発生もでございます。

それと、「中継施設等に係る費用」としては事業費ベースでは 23 億 1,700 万円、実質負担が 20 億 7,100 万円程度かかってくるということでございます。

「(3)」のところ、積替え等をやることや、又、東部総合処理センターへの搬送が必要となってまいります。結果として、車両の増加や温室効果ガス排出量が増加するということでございます。

10t 車に積替えるという作業はしますけれども、1 日あたり 6 台、往復分の車両増加があり、温室効果ガス排出量につきましては 123Kg-CO₂/日が増加するということでございますので、破碎選別施設については、こういった検証をするための項目が必要と思っております。

以上、焼却施設と破碎選別施設の検証をしていただくための項目を説明いたしましたので、議論の方をよろしく願いいたします。

掛田会長

はい。ありがとうございました。

14 ページ、これは焼却施設での広域化、又、15 ページは破碎選別施設での広域化ということでございます。

それぞれ、この内容、説明についての質問、意見をお願いしたいと思っております。

野田委員

西宮市の野田でございます。

確認をさせていただきたいのですけれども。

14 ページの焼却施設の「(5)」より、集約化によりエネルギーの

高効率化が図れて、併せてエネルギーの利活用にもつながる。この利活用というのは、今後、考えていくことになるかと思うのですけれども、こういったものが図っていただけます。

それに対して、15 ページの破碎選別施設の方につきましては、そういった項目が挙げられていないということですが、破碎選別施設は集約化したからといって、例えばリサイクル率が上がるとか、あまりそういったことは考えられないので、項目として挙げていないというようなことでよろしいでしょうか。

事務局（北川）

はい。事務局としてもそういう考えの基で整理をしたものでございます。

野田委員

はい。ありがとうございます。

掛田会長

他に、ご質問は。

須山委員

西宮市の須山です。

15 ページの「(2)」の「○」の 2 つ目のペットボトルの関係ですが、ペットボトルですから最終的に処分は、ここでは処分しないと思うのですけれども、ペットボトルはどのようなルートで最終的に処分されるかというのをお聞きしたいのと、別途、圧縮・梱包設備と処理が必要ということに記載されていますが、先程、ご説明いただいた経費の中に入っているのでしょうか。

もし、入っていないければ、だいたいどのぐらいかと思ひまして。分かればお聞かせ願ひたい。以上です。

事務局（北川）

まず、ペットボトルにつきましては、別途、民間ルートを通じて処理されるということでございます。

それと、別途の圧縮と梱包の費用でございますが、この中継施設等にかかる費用の 23 億 1,700 万円は、あくまで圧縮・梱包をしないそのままの状態で搬出するという事になってございますので、具体的に圧縮・梱包の費用について積算はしておりませんが、今よりはかかってくるというふうには考えてございます。

須山委員

ですから、さらにこれ以上の費用がかかってくるということですね。

事務局（北川）

はい。そのように見込んでいます。

須山委員

はい。ありがとうございます。

藪田委員

芦屋市の藪田です。

先程の須山委員のご質問の絡みなのですけれども。

中継施設等に係る費用の 23 億 1,700 万円の中に、別途、圧縮と梱包の費用が入っているのかというご質問に「入っていない」という事務局の回答があったと思うのですけれども。

ただ、圧縮・梱包を「もし」したら、運搬効率が上がってくると記載されているので、逆に運搬費は下がってくるのかなと思うので、計算しないとわからないという話ですけれども。

この 23 億 1,700 万円が「増えるのか、減るのか」というのは、試算してみないとわからないのではないのかなと思いました。参考までに。

掛田会長

それは、意見ということでよろしいですか。

藪田委員

はい。

森田委員

今、非常に細かい話になって、続きで細かい話で申し訳ないのですけれども。

ペットボトルの圧縮・梱包なのですが、実際、圧縮・梱包をして芦屋市から東部総合処理センターへ持ち込むということを考えた場合、現状の処理を見ますと、芦屋市でも単独処理でやっているわけですから、圧縮・梱包しているわけです。圧縮・梱包したものを置いておけば業者が引き取りにくると、それを有料で買い取ってもらえるという状況になっているわけです。

ということは、それをわざわざ積んで東部総合処理センターに持ち込むということは、非常に、そのこと自体の効率が悪いということですよ。

おそらく、その売値も芦屋市と西宮市を広域で合計して、量が多くなれば高く買ってくれるかといえ、そうでもないと思うんですね。

これは、前段の費用計算のところ、ちょっと話が破碎選別施設からズレますけれど。

「残渣処理の費用」というのは、広域にしても効果がないのは、トン単価で費用が決まっていますので、コスト・メリットが生じないということと同じよう話ですね。

そうしますと、ペットボトルの圧縮・梱包の話になっていますけれど、その他のカン、ビン等の破袋についてもおそらく設備としては、ベルトコンベヤの上を流して袋を破ってということになるのですが、現状、芦屋市でやっている選別は、ベルトコンベヤの上を流しているの作業としては、ほぼ同じような作業をすることになって、昨年来のこの検討会議の場で、破碎選別施設についても一定の広域処理の効果が認められるということで、ここまで話を持ってきたのですが、実際、こうして個々の実際の流れとかを見ていくと、

必ずしも焼却施設に比べると効率が良いのかどうかというのは「？（クエスチョン）」、もちろん確かめると「無い」ということはなく、実際、効果額で 56 億円というのが出ているわけですが、その半分まではいきませんが、4 割ぐらいが中継施設の費用で相殺されてしまうというようなところもありますし。

個人的に今感じているのは、この東部総合処理センターの遠さ。

今年、台風で想定しているルートの湾岸側道が、実際に通行止めになっていたわけですがけれども、これを考えた場合、検討会議の中でも通行止めになった場合の代替ルートというものを検討しておりましたから、そちらの迂回ルートをとるということになるのでしようけど。

しかし、実際、現実を突き付けられてみますと「やはり、東部総合処理センターは遠いな。」というのは感ずるところです。

それでも、そこを乗り越えていくだけの効果というのが、見いだせれば良いのですけれど、なかなか、今の説明を聞いているとそのあたりも微妙なところが出てきたなという気はいたします。

はい。意見です。

掛田会長

今のは意見ということですが、西宮市の方でも、破碎選別施設の広域化の検証、これについて何かありますか。

または、焼却施設についても意見がなかなか出ていないみたいなのですけれども、これについても意見を募りたいと思います。

どうぞ。

須山委員

はい。確かに、森田委員がおっしゃるように、全体的には効果額があるということで進めてまいりましたが、先程、言われましたように個々の問題を突き詰めて、今回の災害の事も含めると、やはり、もう少しですね、現実的なところを長い目でみると、その辺は立ち返って検討するところもあるかなとは、もちろん考えています。以上です。

掛田会長

はい。今、委員の方からですね、特に破碎選別施設の広域化の検証という形では、色々と意見が出ておるわけですが。

14 ページの焼却施設の広域化の検証について、事務局からの説明で効果額から温室効果ガス排出量削減効果等の 6 項目について、デメリット、メリットというのですか、この辺の説明があったわけですがけれども、この焼却施設の広域化の検証については、いかがですか。

森田委員

芦屋市の森田です。

はい。ここは、これまでもそれを前提として議論してきたことの確認に留まるかとは思っています。

例えば焼却施設というのは、スケールメリットが大いに見いだされるということで、費用面においても、環境負荷の面においても、あるいは発電効率云々についても、非常に広域処理による効率化というのが認められると思います。

それと、先程の距離の問題がないということです。

この距離の問題、逆に言うと、それぞれが単独処理しているこの現状というものが、個人的な印象、思いで申し訳ないのですが、検討会議の中で過去にも申し上げたかもわかりませんが、絵的に、非常にまずいと。この夙川の河口を挟んで、煙突が2本立ってる。

これは、私自身が、この近隣に越してきたときに目の当たりにして、これを市民が見たら、行政というのは何と無駄なことをするんだと思われるだろうと、行政に身を置く人間でありながらも思ったところがあります。

まあ、そういった意味でも、この焼却施設については是非とも、広域化、統合という形で進めるべきではないかなど。

今日の資料の説明の中でも、それが裏付けられたということかと思えます。

掛田会長

はい。ありがとうございます
ほかにございませんか。

大上委員

失礼します。大上です。

この議題のタイトルなんですけれども、広域化の検証という、メニューを与えて頂いているのですけれども、これまで、一括で効果、メリット・デメリットと検証してきたところを、これ、一年の間のブランクがあったといえども、その間、精力的に事務局の方で詳しく、更なる詳細な場合分け、パターン分けと試算とかを行って来ていただいた結果として、大変、意味のあるものであるだろうと思えます。

その上で、焼却施設の方は良いことを書いてあって、破砕選別施設の方は「これちょっとな、考え直さないとな。」っていうような、なんとなくパターンが分かれているような感じの見せ方をしていたらいいのですが、広域化の検証というのは、例えば「焼却施設は広域化へ向かう。」「破砕選別施設は広域化に向かわない。」というような選択肢もあり得るという事も含めた、広域化の検証という議論の材料と見てよろしいのでしょうか。

事務局（北川）

検証というのは、広域化そのものが実施して良いものか、悪いものかということをお調べしようということでございますので、今までは特に焼却施設、破砕選別施設にというふうに分けて議論したことはなかったかと思えます。トータルとしてどうするのだと。

このたび、中継施設の取り扱いについても、一旦、整理をしたと

ということでございますので、材料が揃ってきたということでございますので、二つに分けてそれぞれ考えたときに、広域化の実施というものをどのように整理していくかという意味で、検証としてここで挙げさせてもらいました。

ということですので、議論の行きつく先が広域化をすべきか、すべきでないかのところにですね、最終的には落ち着いて行くのかというふうに考えてございます。

大上委員

はい。ありがとうございます。

とはいえ、今日のこの場で「○（マル）」か「×（ペケ）」を決めるものでもないという理解はしているのですけれども、これまでの効果額とかCO₂の関係とかをメリット・デメリットとして整理されてきたところを、さらに深めてパターン分けして示していただいているというようなイメージがあるのですけれども、おそらく最終的に、今後、更に議論を深めてパターン分けした上で広域化へ向かうというような結論をこの会議で出させていただくにおいては、例えば市民生活への影響ですとか、少し委員からも意見が出ました危機管理的な部分ですとか、そういったところというのは、今回、焼却施設、破碎選別施設に分けたり、中継施設っていうものも分けて検証した中で、少しでも議論に触れられたり、事務局の中での検討項目として挙げたりはしたのでしょうか。

掛田会長

どうぞ。

事務局（北川）

市民生活ということになってまいりますと、具体的には「その他プラ」の分別、そういったことが市民生活に関わってくることでございますので、一旦、先程、中継施設のその他プラについては「広域の処理の対象外で分別を行う。」という広域上の整理をしたと、広域外ということで分別を行うということでございます。

これを受けますと、芦屋市の方でその他プラについては、分別ということの基本に、今後も検討して行って、市民のかたの理解とかそういったものも必要な中で、そっちに向かって行く方向になるだろうということでございますので、そのあたりの影響というのは調整しながら進めるということでございます。

大上委員

ありがとうございました。

掛田会長

ごみ処理の広域化ということ考えたときに、焼却施設とこういった破碎選別、これも含めて広域化についての検討をするというのがこの会だというふうに私は理解しています。また実質、色んな角度からそれぞれを検討する中で、今回、この焼却施設と破碎選別施設、それぞれをきっちり見ていったときに、このような形での炙り

出し方といたしますか、こういうまとめ方だろうと思います。

これに基づいて、議論をしていただいているわけで、これについてそれぞれをどのようにしていくかということが、この会議になってくるのだろうと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

会長としてのまとめといたしましては、まず一点、焼却施設での広域化ということにつきまして、全体として、まさに相当程度の効果額と環境負荷の低減が見込まれるということが確認できたと思います。

したがって、次回、検討会議におきましては、効果額の取り扱いと費用負担について、事務局案を示していただきたい、このように思います。

次に破碎選別施設の広域化、この点でございます。

先程から色々と意見が出ました、この破碎選別施設の広域化でございますけれども、特に環境負荷の低減が見込めないということと、色々と課題ということが出てきたことを受けてですね、それを踏まえまして、破碎選別施設の広域化をどのように考えていくか、取り扱うかにつきましては、次回の検討会議で結論を出すこととしたい。このように思います。

委員の皆さま、私のまとめたこの考え方でよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

掛田会長

はい。ありがとうございます。

それでは、「議題（4）その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（北川）

特に内容はございません。よろしく願いいたします。

掛田会長

事務局で用意している議題はございませんが、この委員の皆さんからご意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

何かございませんか。よろしいですかね。

特になければ、本日の議題は以上となります。

せっかくの機会でございますので、何かございましたら、どなたからでも結構でございますので。

ございませんか。よろしいですかね。いいですか。

それでは、最後に兵庫県の方から一言あずかりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松岡主査

失礼いたします、兵庫県の松岡と申します。

兵庫県の方は、今年の8月に県の廃棄物処理計画を改訂いたしま

して、従来ありました広域化計画の方は改訂せずに廃棄物処理計画の中に盛り込むという形で県の方針を示しております。

従来の広域化計画では、ブロック割りというのを県の方でお示していたのですが、そういうことをせずに市町村の意向を最大限に尊重しながら、県の方でいくつかの方針、例えば高効率のエネルギー回収、効率的な資源回収とか、そういったいくつかの方針に基づきまして、県の方は調整を図っていくということを定めておりますので、県としても西宮市さんと芦屋市さんの広域化の検討については、注視しているところでございます。

広域化のメリットとして、コスト面と、あと環境負荷の低減ということで、本日もご説明いただいておりますけれど、環境負荷の点で一言だけ申し上げさせていただきますと、広域化すれば施設の面とかではかなりの環境負荷低減ができ、マクロの面で見ると、だいぶメリットはあるかと思いますが、一方、もっと住民に近いところ。ミクロなところでもそういった環境負荷が本当になのかというのは十分に検証していく必要があると思っておりますので、引き続き、十分な検証を議論していただければと思っております。以上です。

掛田会長

はい。ありがとうございました。

それでは、本日の議題はこれで終了させていただきます。

事務局から今後の予定について説明をお願いします。

事務局（北川）

次回の検討会議でございますが、1月下旬ごろを目途に開催したいと思っております。宿題もいただいておりますので準備が整い次第、事務局より日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、検討会議の副会長であります芦屋市の佐藤副市長からご挨拶をお願いします。

佐藤副会長

平成29年の4月27日に第1回を開催しましてから、本日、第7回目なのですが、テーマとしては同様のことを繰り返し、掘り下げてまいりました。

ただですね、第1回のように申し上げましたように、財政的に追い詰められた両市が藁にもすがるようにやる広域化ではなくて、それぞれ単独でも、ワンパッケージそれぞれが持てるのだけれども、昨今の経済状況があったから、そんな非効率なことはないだろうと芦屋市の森田が申し上げましたように、見えてるところで互いの焼却施設があるわけですから、なんとかこのご縁を市民の皆さんに喜んでいただける形で将来化できないか、未来化できないかということで、始めさせていただいたのがこの検討会議。

ようやく、それぞれの具体的な必要性とか、あるいは今まで論議の中でなかなか擦り合せが難しかった中継施設の取り扱い、これら

も深掘りができるようになり始めていますので、いよいよ年が明けますと、双方の負担割合、今度は費用ですね、最後に残る大きな課題が費用の割合、負担割合をどうするかということ。

それから、いかなる方法でこれを算出して分け合うことによって芦屋市、西宮市という観点ではなくてですね、これは前回も申し上げましたように、58万市民がその便益と将来性を分け合うことができるかというようなことについて考えながらゴールライン、ゴールテープを切っていきたいというふうに思います。

当然のことながら、ゴールに辿り着くというのは、そこがスタートラインになるわけでございますので。

その費用の負担割合をきれいに、仮に整理できましたときには、今回、算出・捻出できます効果額、58万市民ひとりひとりにどういった形でキックバック、フィードバックできるか、これは県の方からもおっしゃっていただいた、身近なところで数値ではない、環境について学ぶ力ですね、我々の子々孫々まで、このごみ処理の広域化が、やはり、自分たちのことを考えてあの時やってくれたのだというぐらいのレガシーになるように、今後も検討を続けていきたいということです。

とはいうものですね、非常に時間がかかっております。開始したときには予想だにできなかった年が明けますと、統一地方選挙がございました。

なんとかですね、事務職員、その年度年度で立ち位置と責任の付け替えが発生しかねませんが、これだけ皆で、このメンバーで苦勞してきたことから、このメンバーで最終結論をつけたいという思いを強く持っております。

そのことを最後に申し上げることと、会長を初め、西宮市、芦屋市、両所管職員のこの間のご努力に敬意と感謝を申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

3 閉会

事務局（北川）

ありがとうございました。

これをもちまして、第7回西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議を閉会させていただきます。

（閉会）